



福祉用具レンタルカタログ

Rental Catalog

特殊寝台

車いす

歩行器

手すり

体位変換器

特殊寝台付属品

車いす付属品

スロープ

徘徊感知機器

自動排泄処理装置

床ずれ防止用具

歩行補助つえ

移動用リフト

介護保険

居宅サービスの利用限度額

要支援1・2、及び要介護1～5の認定を受けている人で、在宅でのサービスをご希望の人は、

1ヶ月の利用限度額

の範囲で、1割、2割、又は3割の負担でサービスを利用することができます。

- 居宅療養管理指導、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(いずれも介護予防サービスを含む)及び介護保険施設入所には適用されません。
- 福祉用具の購入費と住宅改修費は、別に限度額が決められています。

介護度	1ヶ月の利用限度額の目安	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援1	50,320円分	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円分	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円分	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円分	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円分	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円分	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円分	36,217円	72,434円	108,651円

介護保険

サービス等の種類

予防給付におけるサービス(要支援1・2)

都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>介護予防サービス</p> <p>訪問サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防訪問介護 ● 介護予防訪問入浴介護 ● 介護予防訪問看護 ● 介護予防訪問リハビリテーション ● 介護予防居宅療養管理指導 <p>通所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防通所介護(デイサービス) ● 介護予防通所リハビリテーション <p>短期入所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防短期入所生活介護 ● 介護予防短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防特定施設入居者生活介護 ● 介護予防福祉用具貸与 ● 特定介護予防福祉用具販売
	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p> <p>介護予防支援</p> <p>地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防小規模多機能型居宅介護 ● 介護予防認知症対応型通所介護 ● 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防住宅改修

介護給付におけるサービス(要介護1～5)

都道府県が指定・監督を行うサービス	<p>居宅サービス</p> <p>訪問サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 訪問介護 ● 訪問入浴介護 ● 訪問看護 ● 訪問リハビリテーション ● 居宅療養管理指導 <p>通所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 通所介護(デイサービス) ● 通所リハビリテーション <p>短期入所サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 短期入所生活介護(ショートステイ) ● 短期入所療養介護 <ul style="list-style-type: none"> ● 特定施設入居者生活介護 ● 福祉用具貸与 ● 特定福祉用具販売 <p>居宅介護支援</p> <p>施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護老人福祉施設 ● 介護老人保健施設 ● 介護療養型医療施設
	<p>市町村が指定・監督を行うサービス</p> <p>地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模多機能型居宅介護 ● 夜間対応型訪問介護 ● 認知症対応型通所介護 ● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ● 認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ● 地域密着型特定施設入居者生活介護 ● 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ● 複合型サービス
	<p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅改修
市町村が実施する事業	<p>地域支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 介護予防事業 ● 包括的支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合相談支援事業 ・ 権利擁護事業 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・ 介護予防ケアマネジメント事業 ● 任意事業

暮らしやすい生活環境と自立生活を支援します。



目次

特殊寝台 ----- P3～13

- 背上げや高さ調節などの機能があり、付属品を合わせることでさらに使いやすくなります。

特殊寝台付属品 --- P6～18

- マットレス ● 介助バー
- ベッドサイドレール
- ベッドサイドテーブル など

床ずれ防止用具 P19～27

- 静止型マットレス
- エアーマットレス など

体位変換器 ---- P27・28

- 寝たきりの方などの体位を容易に変えられます。

車いす ----- P29～44

- 自走式 ● 介助式
- リクライニング式 ● 電動式 など

車いす付属品 P38・45・46

- クッションやヘッドサポートなどがあり、床ずれの予防や姿勢保持に効果があります。

歩行補助つえ ----- P47

- 歩く機能を補い、活動の場を広げます。

歩行器 ----- P48～53

- 歩行が困難な方の移動をサポートします。

スロープ ----- P54～56

- 容易に段差を解消でき、車いすでの移動がよりスムーズになります。

移動用リフト --- P56～60

- 自力で移動が困難な方を助け、介護者の負担を軽減します。

手すり ----- P61～68

- 床や浴室、トイレに簡易に設置でき、歩行や起き上がりを助けます。

徘徊感知機器 ----- P69

- 認知症のケアで、人の移動を感知し家族にお知らせします。

自動排泄処理装置 --- P68

- 尿や便が自動で吸引されるので夜もぐっすり眠れます。介護の負担も軽減します。

※○の用具は要支援1～2、要介護1～5すべての方が対象
 ●の用具は原則的に要介護2～5の方が対象
 ●の自動排泄処理装置は原則的に要介護4～5の方が対象
 ■サービス費用の目安 用具の種類、貸与業者によって異なります。

特殊寝台

特殊寝台付属品

床ずれ防止用具

体位変換器

車いす

車いす付属品

歩行補助つえ

歩行器

スロープ

移動用リフト

手すり

徘徊感知機器

自動排泄処理装置